

別紙2 漁場計画変更案

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千五百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1291号から310 度14分38秒220メー トルの点 ロ 基点第1291号から257 度24分56秒250メー トルの点 ハ 基点第1291号から223 度44分43秒113メー トルの点 ニ 基点第1291号から340 度1分27秒100メー トルの点 基点第 1291号 佐伯市大字片神浦字鱧浦 727番地地先の標識	北緯 33-00-04 東経 131-55-22 北緯 32-59-57 東経 131-55-19 北緯 32-59-56 東経 131-55-26 北緯 33-00-02 東経 131-55-28	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第三千五百四十一号

別紙2 漁場計画変更案

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第四千三百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 竹野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ及びイ の各点を順次に結 んだ直線によって 囲まれた区域	イ 基点第280号から195度 59分34秒288メートルの 点	北緯 32-55-11 東経 131-59-20	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字竹野浦及び大 字小浦	令和5年 9月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						ロ 基点第278号から基点 第285号見通し線上350 メートルの点	北緯 32-55-02 東経 131-59-20				
						ハ 基点第285号から基点 第278号見通し線上400 メートルの点	北緯 32-54-56 東経 131-59-28				
						ニ 基点第1217号から311 度120メートルの点	北緯 32-55-09 東経 131-59-33				
						ホ 基点第1217号から311 度185メートルの点	北緯 32-55-11 東経 131-59-31				
						ヘ 基点第1216号から130 度95メートルの点	北緯 32-55-13 東経 131-59-30				
						ト 基点第1216号から130 度84メートルの点	北緯 32-55-14 東経 131-59-30				
						チ 基点第1216号から186 度13分24秒265メートル の点	北緯 32-55-06 東経 131-59-26				
						基点第 278 号 佐伯市米水津大字浦代浦 字平間2番地の標識					
						基点第 280 号 佐伯市米水津大字竹野浦 東向721番地(防波堤の 根基)の標識					
基点第 285 号 佐伯市米水津大字小浦中 隈鼻の標識											
基点第 1216 号 佐伯市米水津大字小浦柏 の浦46番地4の標識											
基点第 1217 号 佐伯市米水津大字小浦蛭 子鼻523番地5の標識											

区第四千三百三十四号

別紙2 漁場計画変更案

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第六百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市香々地の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次に 結んだ直線によっ て囲まれた区域	イ 基点第1310号から65度 50分37秒18メートルの点 ロ 基点第1310号から136 度0分43秒105メートルの 点 ハ 基点第1310号から101 度32分3秒133メートルの 点 ニ 基点第1310号から56度 5分25秒85メートルの点 基点第 1310号 豊後高田市香々地香々地 漁港新波止防波堤根基の 標識	北緯 33-40-17 東経 131-30-44 北緯 33-40-15 東経 131-30-47 北緯 33-40-16 東経 131-30-49 北緯 33-40-19 東経 131-30-46	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市香々 地、見目、上 香々地、夷、小 畑、堅来及び羽 根	令和8年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第六百四十号
区第六百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市見目の 地先	基点第1311号、 イ、ロ、ハ、ニ、 ホ及び基点第1311 号の各点を順次に 結んだ直線とに よって囲まれた区 域	基点第 1311号 豊後高田市見目高島港東 側防波堤根基の標識 イ 基点第1311号から138 度12分12秒42メートルの 点 ロ 基点第1311号から69度 5分19秒79メートルの点 ハ 基点第1311号から9度 25分43秒91メートルの点 ニ 基点第1311号から1度 34分59秒75メートルの点 ホ 基点第1311号から31度 20分25秒58メートルの点	北緯 33-40-40 東経 131-32-36 北緯 33-40-39 東経 131-32-37 北緯 33-40-41 東経 131-32-39 北緯 33-40-44 東経 131-32-37 北緯 33-40-43 東経 131-32-36 北緯 33-40-42 東経 131-32-37	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市香々 地、見目、上 香々地、夷、小 畑、堅来及び羽 根	令和8年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	区第六百四十一号

別紙2 漁場計画変更案

漁場計画番号	免許の内容						条件	関係地区	存続期間	漁場計画番号	
	漁業の種類及び名称	個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域						
					区域	点					座標(参考値)
区第三千三百四十一号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字護江字 風無の地先	基点第1308号、 イ、ロ及び基点第 1309号の各点を順 次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線 とによって囲まれ た区域	基点第 1308 号 佐伯市大字護江字風無護 江漁港東側防波堤突端の 標識	北緯 33-00-57 東経 131-54-32	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字護 江、大字狩生及 び大字二栄	令和8年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第1308号から基点 第481号見通し線上50 メートルの点	北緯 33-00-55 東経 131-54-32				
						ロ 基点第1309号から180 度50メートルの点	北緯 33-00-56 東経 131-54-37				
					基点第 1309 号 佐伯市大字護江948番地3 の標識	北緯 33-00-58 東経 131-54-37					
				基点第 481 号 佐伯市大字護江彦島久保 浦東側突端の標識							
区第四千三百四十号	第1種区画漁業 貝類養殖業 (新規)	団体漁業権	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字 竹野浦の地先	基点第280号、イ、 ロ、ハ、ニ及び基点 第1216号の各点を 順次に結んだ直線 と最大高潮時海岸 線から50メートル の線とによって囲 まれた区域	基点第 280 号 佐伯市米水津大字竹野浦 東向721番地(防波堤の 根基)の標識	北緯 32-55-20 東経 131-59-23	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市米水津大 字竹野浦、大字 小浦及び大字浦 代浦	令和8年 10月1日 から令和 10年8月 31日まで	
						イ 基点第280号から273度 80メートルの点	北緯 32-55-20 東経 131-59-20				
						ロ 基点第280号から195度 59分34秒288メートルの 点	北緯 32-55-11 東経 131-59-20				
						ハ 基点第1216号から186 度13分24秒265メートル の点	北緯 32-55-06 東経 131-59-26				
						ニ 基点第1216号から130 度84メートルの点	北緯 32-55-14 東経 131-59-30				
		基点第 1216 号 佐伯市米水津大字小浦柏 の浦46番地4の標識	北緯 32-55-15 東経 131-59-27								

* 角度の表示は全て真方位とする。